

令和7年12月18日(木)開催
令和7年度第2回 旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料2

諮詢事項及び答申案

旭川市福祉保険部
国民健康保険課

諮詢事項と答申の方向性

諮詢事項		令和7年度	令和8年度予定	答申の方向性	
1	高額療養資金貸付金の廃止	高額療養費の支給を受ける見込みがあり、貸付を希望する者に、支給見込額の100分の98以内で貸し付ける。	高額療養資金貸付金制度の廃止	①廃止	②継続

諮詢事項	令和7年度	令和8年度予定	答申の方向性	
			引き上げ	据え置き
2	国民健康保険料賦課限度額	109万円 医療分 66万円 支援金分 26万円 介護分 17万円	110万円 医療分 67万円 支援金分 26万円 介護分 17万円	①110万円 (政令基準) ②109万円

高額療養資金貸付金の廃止について

高額療養資金貸付金の概要

- ・ 対象者 高額療養費の支給を受ける見込みのある者
- ・ 貸付額 1万円以上で、高額療養費支給見込額の100分の98以内(千円未満切り捨て)
- ・ 償還 当該貸付金に係る高額療養費をもって充てることとし、その支給時において一括償還

高額療養資金貸付金の現状

- ・ 平成24年から限度額適用認定証(要申請)が通院でも利用できるようになり、令和3年から利用開始となったマイナ保険証では、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されることから、高額療養資金貸付金の役割は終了した。
- ・ 令和6年度までは、同制度の継続的な利用者がおり、病気療養中の方に新たな手続きに変更してもらうのも大変だろうということでこれまで高額療養資金貸付金の制度を継続してきたところ。
- ・ 貸付制度がなくても、受領委任払い制度で一定程度の対応が可能。
- ・ 令和6年5月以降は、利用が0件となった。

◎高額療養資金貸付金の推移

年 度	件 数	貸 付 額
令和3年度	3 件	84,000円
令和4年度	7 件	329,000円
令和5年度	6 件	220,000円
令和6年度	1 件	37,000円
令和7年度見込	0 件	0円

マイナ保険証や限度額適用認定証の普及により、高額療養資金貸付金の役割は終了しても、受領委任払い制度により対応可能のこと、また、現在同制度を利用している者がいないことから、令和7年度をもって、高額療養資金貸付金を廃止としたい。(旭川市国民健康保険条例の一部改正及び旭川市高額療養資金貸付規則の廃止)
なお、現在未納となっている貸付金はない。

高額療養資金貸付金制度の廃止に対する答申案について

答申案① 高額療養資金貸付金制度の廃止

※市の考え方

高額療養資金貸付金制度は、高額療養費が支給されるまでの間の支援として活用されてきた制度であるが、マイナ保険証や限度額適用認定証の普及により、医療機関等の窓口において自己負担限度額以上に支払う必要がなくなったこと、また、現在同制度を利用している者もいないことから、令和7年度をもって廃止することを了とする。

答申案② 高額療養資金貸付金制度の継続

高額療養資金貸付金制度の廃止については、マイナ保険証や限度額適用認定証の普及により、自己負担限度額以上に支払う必要はなくなっているものの、同制度の利用がなくなってからまだ1年しか経過しておらず、すぐに廃止することは拙速であるため、当面は制度を継続すること。

賦課限度額による保険料比較

○40歳夫婦、18歳未満1人
○夫のみ給与所得

賦課限度額の引き上げで、所得割率が医療分で0.02%引き下がると想定

(単位:円)

令和8年度保険料					
	医療分	後期分	介護分	子ども分	合計
所得割 (41%)	8.48	2.52	2.22	0.26	
均等割 (35%)	29,030	8,850	8,860	900	
18歳以上均等割	—	—	—	100	
平等割 (24%)	28,270	8,610	6,750	900	
賦課限度額	660,000	260,000	170,000	30,000	1,120,000

令和8年度保険料(限度額引き上げ)					
	医療分	後期分	介護分	子ども分	合計
	8.46	2.52	2.22	0.26	
	29,030	8,850	8,860	900	
	—	—	—	100	
	28,270	8,610	6,750	900	
	670,000	260,000	170,000	30,000	1,130,000
					10,000

収入金額	所得金額	軽減	保険料	保険料	保険料	保険料	合計保険料
1,080,000	430,000	7割	30,230	9,200	7,320	870	47,620
1,150,000	500,000	5割	56,330	17,110	13,780	1,630	88,850
1,350,000	700,000	5割	73,290	22,150	18,220	2,150	115,810
1,550,000	900,000	5割	90,250	27,190	22,660	2,670	142,770
1,750,000	1,100,000	5割	107,210	32,230	27,100	3,190	169,730
1,971,429	1,300,000	5割	124,170	37,270	31,540	3,710	196,690
2,257,143	1,500,000	2割	171,390	51,540	43,310	5,100	271,340
2,542,857	1,700,000	2割	188,350	56,580	47,750	5,620	298,300
2,828,571	1,900,000	2割	205,310	61,620	52,190	6,140	325,260
3,114,286	2,100,000	2割	222,270	66,660	56,630	6,660	352,220
3,400,000	2,300,000		259,410	77,850	65,980	7,760	411,000
3,675,000	2,500,000		276,370	82,890	70,420	8,280	437,960
4,300,000	3,000,000		318,770	95,490	81,520	9,580	505,360
4,925,000	3,500,000		361,170	108,090	92,620	10,880	572,760
5,550,000	4,000,000		403,570	120,690	103,720	12,180	640,160
6,777,778	5,000,000		488,370	145,890	125,920	14,780	774,960
7,888,889	6,000,000		573,170	171,090	148,120	17,380	909,760
8,950,000	7,000,000		657,970	196,290	170,000	19,980	1,044,240
9,050,000	7,100,000		660,000	198,810	170,000	20,240	1,049,050
9,150,000	7,200,000		660,000	201,330	170,000	20,500	1,051,830
9,950,000	8,000,000		660,000	221,490	170,000	22,580	1,074,070
10,950,000	9,000,000		660,000	246,690	170,000	25,180	1,101,870
12,950,000	11,000,000		660,000	260,000	170,000	30,000	1,120,000

※基礎控除額

430,000円

※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後)

5割 減免

※賦課限度額(子ども分の賦課限度額は仮数値)

1,120,000円

※基礎控除額

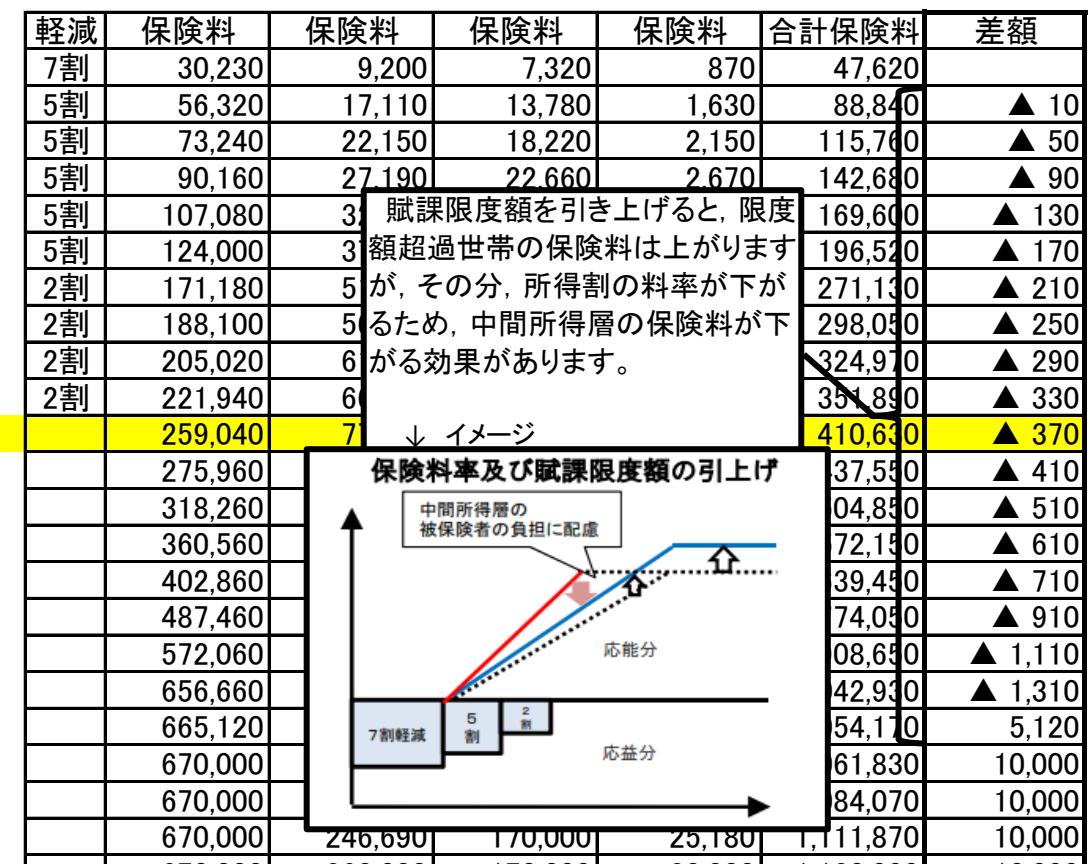
430,000円

※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後)

5割 減免

※賦課限度額(子ども分の賦課限度額は仮数値)

1,130,000円 ←引き上げ



賦課限度額の答申案について

答申案① 賦課限度額の引き上げ

※市の考え方

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があることから、基礎賦課限度額を66万円から67万円に1万円引き上げ、子ども子育て支援分を除く賦課限度額の合計額を国の定める法定限度額である110万円にすること。

答申案② 賦課限度額の据え置き

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があるが、物価高騰等の影響により経済的負担が大きい状況の中で、法定限度額に改定することは、対象となる世帯にとって負担増となることから、令和8年度は子ども子育て支援分を除く賦課限度額の合計額を現行の109万円に据え置き、令和9年度以降早期に国の定める法定限度額とすること。